

久万高原町分別収集計画

令和4年8月

愛媛県久万高原町

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
(法第 8 条第 2 項第 1 号)	
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	4
(法第 8 条第 2 項第 2 号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5
(法第 8 条第 2 項第 3 号)	
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	8
(法第 8 条第 2 項第 5 号)	
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	9
(法第 8 条第 2 項第 6 号)	
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境負荷が少ない循環を基本とする「循環型社会」の構築が必要である。そのためには、町民、事業者、行政がそれぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、町民、事業者、町それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 「ものと自然を大切にすまち久万高原町」の基本理念のもと、循環型社会の形成に向けて一般廃棄物処理基本計画と整合させながら本計画を実施する。
- 容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイを含む）を対象とする。

【容器包装廃棄物の名称】

- 主として鋼製の容器包装に係るもの……………スチール
- 主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの……………アルミ
- 主としてガラス製の容器（主としてホウケイ酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く）に係るもの
 - 無色のガラス製の容器……………無色ガラス
 - 茶色のガラス製の容器……………茶色ガラス
 - その他のガラス製の容器……………その他のガラス
- 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係るもの……………紙パック
- 段ボール製容器包装……………・段ボール
- 主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのポリエチレンテレフタート製の容器に係るもの…………… ペットボトル
- ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイを含む）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

表一1-1 容器包装廃棄物の排出量の見込み（単位：t／年）

項目 \ 年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	261	253	245	240	235

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 教育、啓発活動の充実

① 廃棄物に関する意識の高揚

ごみ処理施設の開放などあらゆる機会を通じ、町民、事業者に対し、ごみ排出量、処理経費などを示し、リサイクル推進の必要性などの認識を高める。

② 学習の場の提供

副読本等を活用し、ごみ排出抑制、分別排出（ごみの適切な出し方）などの普及に関する啓発活動を積極的に進める。

(2) 住民等への分別排出の徹底

ごみの減量化、処理経費節減の一環としてごみ袋を指定する。

(3) 買い物袋持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(4) 「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なプラスチックの排出抑制や美化活動等の取組を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより、プラスチックとの賢い付き合い方について、町内外に発信する。

(5) その他の啓発活動

容器包装廃棄物の分別収集計画の重要性と排出の抑制などの啓発活動を進める。

- ポスターの印刷・掲示
- チラシの印刷・配布
- 広報誌による容器包装リサイクル法の趣旨・排出の抑制などの特集掲載（全戸配布）

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本町で分別収集するために必要な機材や作業員などの確保、選別するための処理施設の整備状況等を勘案して決めた収集に係る分別の区分を下表に示す。

表一2 分別収集をする容器包装廃棄物の種類と分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール	缶
アルミ	
無色ガラス	ガラスびん
茶色ガラス	
その他ガラス	
紙パック	紙パック
段ボール	段ボール
ペットボトル	ペットボトル
白色トレイ	プラスチック
プラスチック	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

表—3 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める量の見込み

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	7 t		7 t		7 t		7 t		7 t	
主としてアルミ製の容器	13 t		12 t		12 t		12 t		11 t	
無色のガラス製容器	(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 12 t		(合計) 11 t		(合計) 11 t	
	引渡数量 12 t	独自処理量 t	引渡数量 12 t	独自処理量 t	引渡数量 12 t	独自処理量 t	引渡数量 11 t	独自処理量 t	引渡数量 11 t	独自処理量 t
茶色のガラス製容器	(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t		(合計) 19 t	
	引渡数量 21 t	独自処理量 t	引渡数量 21 t	独自処理量 t	引渡数量 20 t	独自処理量 t	引渡数量 20 t	独自処理量 t	引渡数量 19 t	独自処理量 t
その他のガラス製容器	(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t		(合計) 6 t	
	引渡数量 6 t	独自処理量 t	引渡数量 6 t	独自処理量 t	引渡数量 6 t	独自処理量 t	引渡数量 6 t	独自処理量 t	引渡数量 6 t	独自処理量 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	109 t		106 t		102 t		100 t		98 t	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t	
	引渡数量 14 t	独自処理量 t	引渡数量 14 t	独自処理量 t	引渡数量 13 t	独自処理量 t	引渡数量 13 t	独自処理量 t	引渡数量 13 t	独自処理量 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 32 t		(合計) 31 t		(合計) 30 t		(合計) 29 t		(合計) 29 t	
	引渡数量 32 t	独自処理量 t	引渡数量 31 t	独自処理量 t	引渡数量 30 t	独自処理量 t	引渡数量 29 t	独自処理量 t	引渡数量 29 t	独自処理量 t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	引渡数量 t	独自処理量 t	引渡数量 t	独自処理量 t	引渡数量 t	独自処理量 t	引渡数量 t	独自処理量 t	引渡数量 t	独自処理量 t

※白色トレイ：白色トレイは、処分時にプラスチックとして排出されるため重量は、プラスチック製の容器包装に含まれている。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、平成27年度国勢調査データをベースとして予測した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
7,118人 (対前年度比) 97.0%	6,895人 (対前年度比) 96.9%	6,673人 (対前年度比) 96.8%	6,533人 (対前年度比) 97.9%	6,393人 (対前年度比) 97.9%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の分別収集の実施に当たり、現行の収集体制を見直し対応していく。収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施主体について下表に示す。

なお、収集・運搬は、久万高原町環境衛生センターが行う。

表一 4 分別収集の実施主体

分別収集する 容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階	
スチール	缶	久万高原町環境 衛生センター	久万高原町環境 衛生センター	
アルミ				
無色ガラス	ガラスびん			
茶色ガラス				
その他ガラス				
紙パック	紙パック			
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル			
白色トレイ	プラスチック			松山容器(株)
プラスチック				

注) 久万高原町環境衛生センターは、久万高原町直営の施設である。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物については、久万高原町環境衛生センターストックヤードにて分別を行っており、缶（スチール・アルミ）、プラスチック製容器包装（ペットボトル）については、圧縮減容機の導入を図り対応している。ガラスびん（無色ガラス・茶色ガラス・その他ガラス）、紙パック、段ボール及びプラスチック（白色トレイ、プラスチック）についても、同施設内において保管をしている。

表一5 分別収集に係る施設の整備に関する事項

分別収集する 容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収 集 車	中 間 処 理
スチール	缶	2トントラック	久万高原町環境 衛生センター
アルミ			
無色ガラス	ガラスびん		
茶色ガラス			
その他ガラス			
紙パック	紙パック		
段ボール	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル		
白色トレイ	プラスチック		
プラスチック			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項

自治会、青年団等の住民団体による集団回収実施団体の育成及び支援の実施を検討する。

(2) ごみ減量化・リサイクル活動を促進するために必要と考えられる事項

事業者が、店頭での資源ごみの回収や簡易包装の推進等に努め、更なる拡充を図る。

(3) 分別収集を進めるために必要と考えられる事項

分別収集を進めるための啓発資材等の貸与を行う。

(4) その他必要と考えられる事項

○ 町民啓発事業の実施

イベント等の際「環境コーナー」を設けて啓発活動を行う。

○ フリーマーケット

町民参加型リサイクル活動を進めるため、フリーマーケットの開催を支援する。

○ マイバッグ持参運動の推進

町民団体や事業者と連携してマイバッグ運動を町内全体の活動として推進する。

また、マイバッグ運動等の環境活動に積極的な事業者に対しエコショップとして認定する等の制度について検討する。